

長崎市監査公表第 18 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 7 年 11 月 27 日

長崎市監査委員 小田 徹
同 三谷 利博
同 永尾 春文
同 山崎 猛

1 監査の種類

行政監査（令和 7 年 2 月 17 日付 長崎市監査公表第 3 号）

2 監査の期間

令和 6 年 8 月 8 日から令和 7 年 1 月 27 日まで

3 措置を講じた部局

区分	部局名	所属名
指摘	市民生活部	自治振興課
	環境部	環境整備課
	まちづくり部	景観推進室
意見	総務部	人事課

4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

所属名	指摘	措置
市民生活部 自治振興課	(1) 公用車の定期点検の実施について 道路運送車両法により、一定期間ごとに自動車を点検しなければならない旨規定されているが、複数の所属において、定期点検をしていない車両が確認された。 同法に基づき、適切に定期点検を実施されたい。	令和7年度は8月に12ヵ月法定点検を実施した(令和3年度及び令和5年度は未実施。令和4年度及び令和6年度は車検と併せて実施。) 予算要求書においてこれまで「公用車の修繕費用」のみ記載されていたため、「点検」と明確に記載することとした。また、失念を防ぐために、公用車のダッシュボードや運転日報に「12ヵ月法定点検を実施すること」と記載したシールを貼り、複数の職員が目にする機会を設けた。
環境部 環境整備課	(1) 公用車の定期点検の実施について 道路運送車両法により、一定期間ごとに自動車を点検しなければならない旨規定されているが、複数の所属において、定期点検をしていない車両が確認された。 同法に基づき、適切に定期点検を実施されたい。	指摘があった公用車については、令和7年3月28日に12ヵ月点検を実施した。今後、保有車両一覧表に「次回12ヵ月点検」の項目を追加し、随時確認を行いながら再発防止に努めることとした。
まちづくり部 景観推進室	(1) 公用車の定期点検の実施について 道路運送車両法により、一定期間ごとに自動車を点検しなければならない旨規定されているが、複数の所属において、定期点検をしていない車両が確認された。 同法に基づき、適切に定期点検を実施されたい。	令和6年6月に2年に1回の車検を実施し、1年後の令和7年6月に定期点検を実施した。今後も法令を遵守し定期点検を実施する。

所属名	意見	措置
総務部 人事課	<p>(2) 安全運転管理者の選任について</p> <p>安全運転管理者の選任については、道路交通法及び同法施行規則により、自動車の使用の「本拠」ごとに選任することとなっている。使用の「本拠」を組織とみれば必要な人数が選任されているが、施設とみれば一部の出先機関において選任されていない事案が生じることとなる。</p> <p>使用の「本拠」について、警察等関係機関に確認のうえ、安全運転管理者の選任について、適切に行われるよう留意されたい。</p>	<p>安全運転管理者について「本拠」は施設で捉えることを警察に確認したため、地域整備1課と協議し、令和7年度から北部現場事務所、東部現場事務所、白鳥現場事務所に安全運転管理者を設置することを決定し、選任を行った。</p>